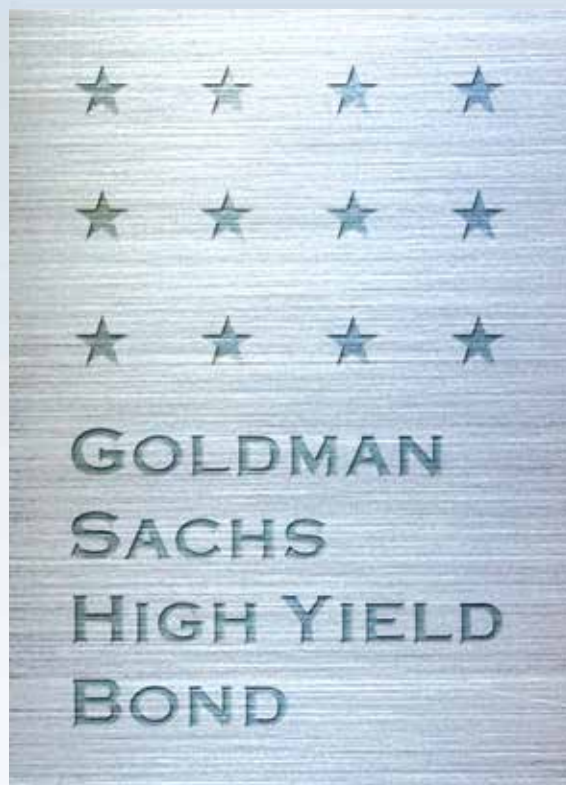


投資信託説明書
(交付目論見書)

使用開始日 2024.12.11

毎月
分配型

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書(請求目論見書)」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券(債券))	年12回 (毎月)	北米	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- この目論見書により行うGS ハイ・イールド・ボンド・ファンド(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2024年12月10日に関東財務局長に提出しており、2024年12月11日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは商品内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家(受益者)の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。)
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

[委託会社] ファンドの運用の指図を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

設立年月日: 1996年2月6日/資本金: 4億9,000万円(2024年12月10日現在)

運用する証券投資信託財産の合計純資産総額: 6兆5,194億円(2024年9月末現在)

グループ資産残高(グローバル): 2兆6,386億米ドル(2024年6月末現在)

[受託会社] ファンドの財産の保管および管理を行う者

三井住友信託銀行株式会社

■照会先 ホームページ www.gsam.co.jp 電話番号 03-4587-6000

アドレス

受付時間:
営業日の午前9時から午後5時まで

ファンドの目的

米国を中心としたハイ・イールド社債を実質的な主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

ファンドの特色

ファンドのポイント

1. 主としてハイ・イールド社債に投資します。
2. 外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。
3. ブルームバーグUSコーポレート・ハイ・イールド・インデックス(円ベース)をベンチマークとします。
4. 原則として、毎月の決算時に収益の分配を行うことをめざします。

運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

米国を中心とするハイ・イールド社債への分散投資

高利回り社債(ハイ・イールド社債)に実質的に投資することにより、高い利子収入(インカム・ゲイン)の確保に加え、債券元本部分の売買益および評価益(キャピタル・ゲイン)の獲得をめざします。

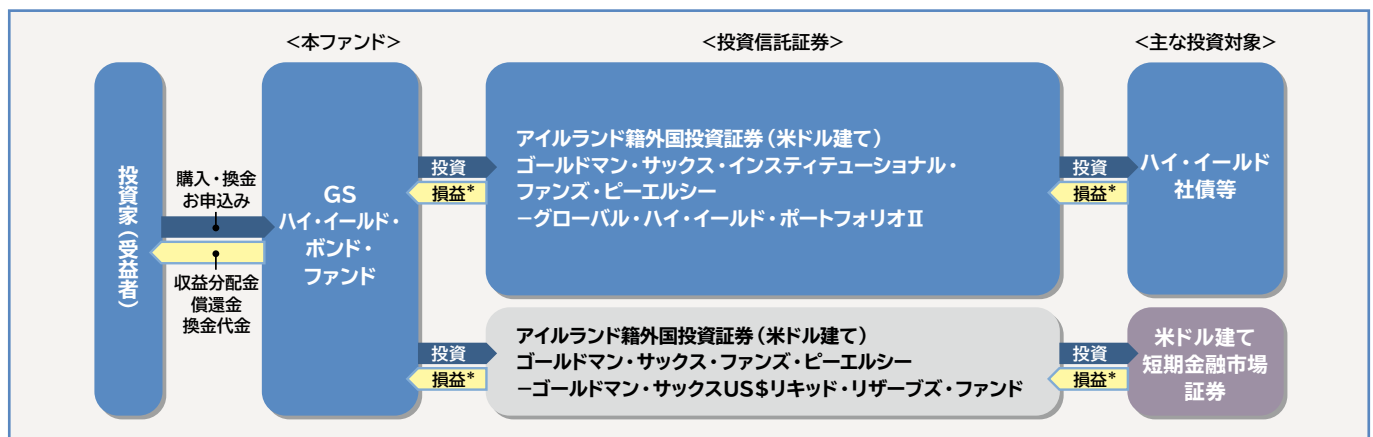
なお、本ファンドは、米ドル建ての債券等を実質的な主要投資対象としますが、一部を米ドル建て以外の債券等に投資します。

外貨建債券の高利回りとハイ・イールド社債の高水準のスプレッド

外貨建ハイ・イールド社債への投資にあたっては、対円で為替ヘッジを行わないことにより、外貨建債券の高利回りに加え、国債など信用度の高い債券の利回りを上回るハイ・イールド社債の利回りの上乗せ金利(スプレッド)を享受することをめざします。

ファンドの仕組み

本ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。運用にあたってはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが運用する投資信託証券のうち、本ファンドの運用戦略を行うために必要と認められる下記の投資信託証券を主要投資対象とします。



* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

上記の投資信託証券(以下、総称して「組入れファンド」または「組入れ投資信託証券」ということがあります。)への投資比率は、資金動向および投資対象となる各投資信託証券の収益性等を勘案して決定するものとし、各投資信託証券の投資比率には制限を設けません。

上記は2024年12月10日現在の組入れ投資信託証券です。投資対象となる投資信託証券は見直されることがあります。この際、上記の投資信託証券が除外されたり、新たな投資信託証券が追加される場合もあります。

ハイ・イールド社債とは

ハイ・イールド社債とは、BB格（S&P）およびBa格（ムーディーズ）相当以下（投資適格未満）の格付けを付与された社債のことをいいます。

ハイ・イールド社債は、一般的に投資適格社債（S&Pの場合はBBB格、ムーディーズの場合はBaa格以上の格付けを付与された社債）と比較して信用度が低く、債務不履行が生じる可能性（デフォルト・リスク）が高くなります。

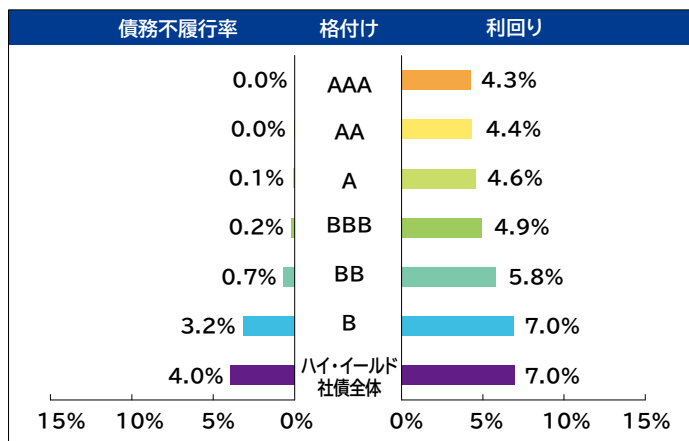
一方、その見返りとして、国債や投資適格社債などのより高格付けの債券よりも相対的に高い利回りで取引されています。

ポイント

- 格付けとは、債券の信用度を第三者が評価したもので、英字の記号で表されます。下図の例では、AAA格が最も信用度が高く、デフォルト・リスクが最も低いことを表しています。
- 格付けは、債券を購入するにあたって、債券を発行した企業等の元本・利息の支払能力を知る上で重要な情報のひとつといえます。

格付けが公表されていない債券の場合は、組入れファンドの投資顧問会社が発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付けとなります。

米国社債の格付け別債務不履行率と利回り



<債務不履行率>

期 間：1981年～2023年

出 所：S&P

1981年～2023年の期間について、債務不履行を起こした米国社債の割合を格付け別に算出。なお、該当社債の格付けは、債務不履行時の1年前（各年1月1日時点）の格付けを参照。

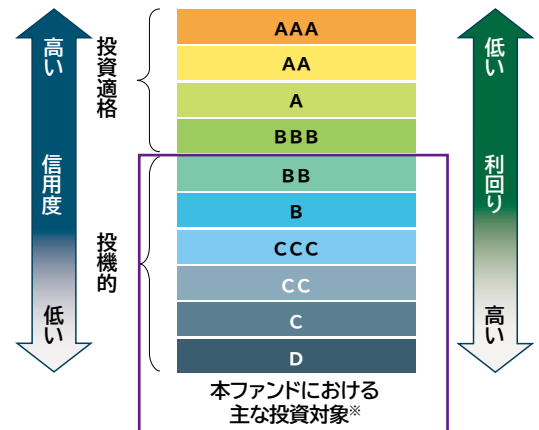
<利回り>

期 間：2024年9月末現在

出 所：ブルームバーグ

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。

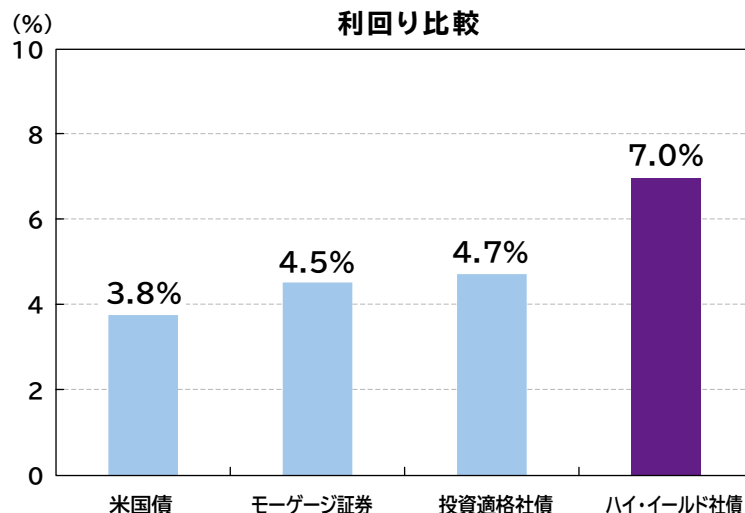
投資対象債券の信用格付けの位置付け



※投資時点で資産の3分の2以上を投資適格格付未満の債券に投資します。なお、BBB格以上の債券に投資する場合もあります。

相対的に高いハイ・イールド社債利回り

ハイ・イールド社債の利回りは、国債あるいは投資適格社債などのより高格付けの債券よりも信用度が低いため、相対的に高い利回りとなっています。



2024年9月末現在

出 所：ブルームバーグ

米 国 債：ブルームバーグUSTレジャリー・インデックス

モーゲージ証券：ブルームバーグUSアグリゲート・インデックスのモーゲージ証券部分

投資適格社債：ブルームバーグ米国投資適格社債インデックス

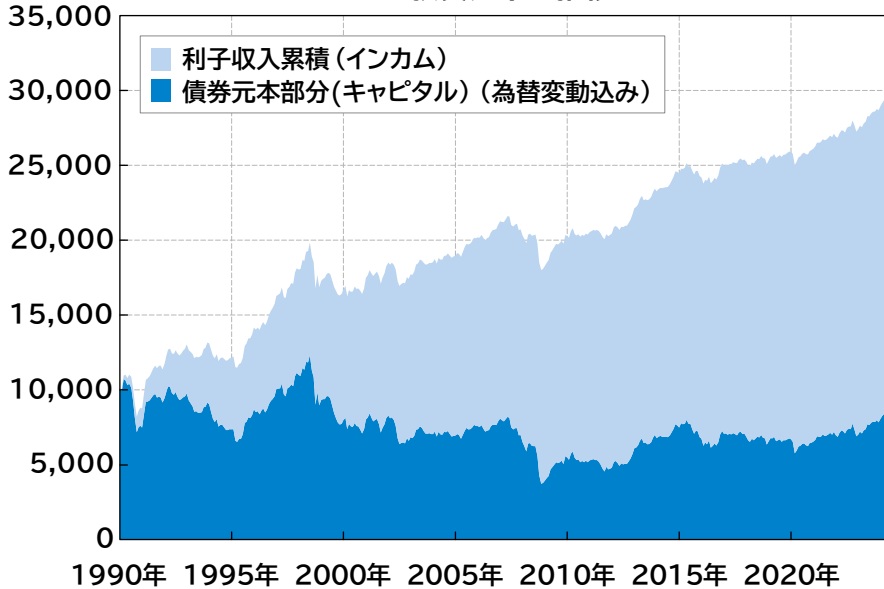
ハイ・イールド社債：ブルームバーグUSコーポレート・ハイ・イールド・インデックス

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記のデータはインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用は考慮されておられませんのでご注意ください。上記の利回り水準は、将来大きく変動することがあります。

ハイ・イールド社債投資における価格の変動

過去の実績を見る限り、ハイ・イールド社債への投資は、短期的にも長期的にも元本および利子収入が大きく変動してきました。ハイ・イールド社債への投資は、相対的に高い利子収入（インカム・ゲイン）が期待できる一方で、大幅な価格下落リスクも伴います。

投資元本の推移



1990年1月末を10,000として指数化

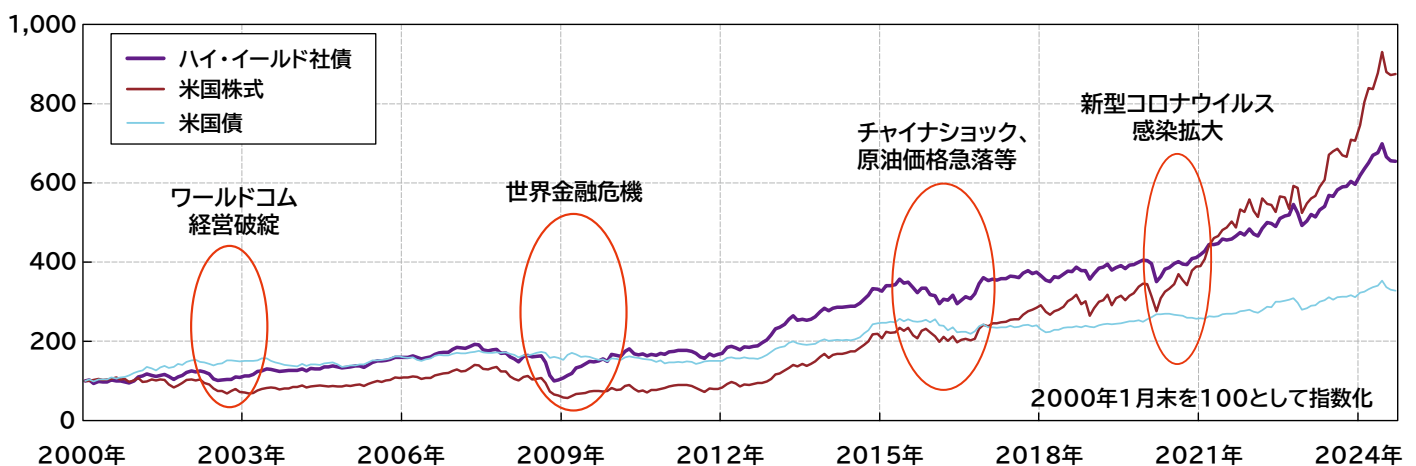
期 間 : 1990年1月末～2024年9月末
出 所 : ブルームバーグのデータを基に
ゴールドマン・サックス・アセット・
マネジメント作成
ハイ・イールド社債: ブルームバーグUSコーポレート・
ハイ・イールド・インデックス (円
ベース)

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記のデータはインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や流動性等の市場要因は考慮されておられませんのでご注意ください。

ハイ・イールド社債のリスク

ハイ・イールド社債は利回りが高い一方、一般的に投資適格社債と比較して信用度が低く、債務不履行が生じる可能性（デフォルト・リスク）が高くなります。

ハイ・イールド社債の価格は、市場環境に伴い大きく変動します。景気後退期には、通常、企業の財務状況は悪化し、元本および利息の支払いに対する信用力が低下するため、ハイ・イールド社債の価格は下落するという特徴があります。また、個々のハイ・イールド社債の価格は、発行企業の信用状況の動向によっても大きく上下することがあります。



期 間 : 2000年1月末～2024年9月末
出 所 : ブルームバーグのデータを基にゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント作成
ハイ・イールド社債: ブルームバーグUSコーポレート・ハイ・イールド・インデックス
米 国 債 : ブルームバーグUSTレジャリー・インデックス
米 国 株 式 : S&P500種株価指数
(インデックスはすべて円ベース)

上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記のデータはインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用や流動性等の市場要因は考慮されておられませんのでご注意ください。

本ファンドの実績は、後記「運用実績」をご覧ください。

ファンドの運用

本ファンドが主として組入れる投資信託証券の運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。

ハイ・イールド社債運用チームは、投資適格社債運用チームや株式運用チームをはじめとして、幅広い情報源を活用します。



発行企業の詳細な調査に重点を置き、個別銘柄の選択を行います。また、価格変動リスクの影響を抑えるため、600-700程度の銘柄に分散投資します。

個別銘柄選択のプロセス

デューデリジェンスを通じて、 レーティングを決定

- ・発行体、業種およびマクロ経済の見通しや流動性などに焦点をあてたりサーチを行います。
- ・「キー・ドライバー」と呼ばれる個別銘柄のパフォーマンスを左右すると見込まれる要因に着目し、ファンダメンタル分析に基づいたレーティングを付与します。

<キー・ドライバーの一例>

競争状況

- ・参入障壁
- ・業界内のポジション など

経営指標

- ・価格／数量のトレンド
- ・利益率への貢献度
- ・経営陣のトラック・レコードやアクセスのしやすさ など

財務指標

- ・手元流動性
- ・レバレッジ など

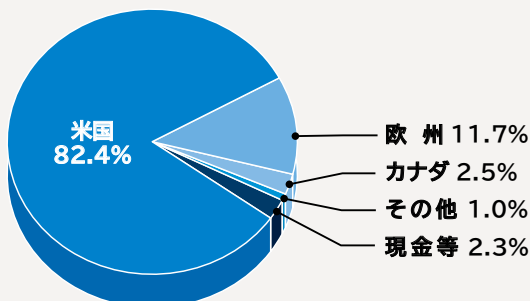
見通し

- ・ファイナンスの必要性
- ・キャッシュフローの安定性 など

本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

ご参考

地域別構成比率



本ファンドは、主に米国のハイ・イールド社債市場への投資を行います。欧州その他地域の収益機会も存在することから、グローバル・ハイ・イールド社債市場全体への投資を通じて収益を追求します。

米ドル以外の通貨建て債券に関しては、原則として対米ドルで為替ヘッジを行います。

上記は、本ファンドの主要投資対象であるアイルランド籍外国投資証券「グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオII」の例です。（2024年9月末現在）

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 株式（組入れ投資信託証券を除きます。）への直接投資は行いません。
- 指定投資信託証券および外国法人が発行する譲渡性預金証書以外の外貨建資産への直接投資は行いません。
- 指定投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび外国法人が発行する譲渡性預金証書以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

ファンドの分配方針

原則として、毎月の決算時（毎月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、利息等収益を中心に収益分配を行います。分配金額は、期中の利息等収益や金利動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（1万口＝1万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関わる留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

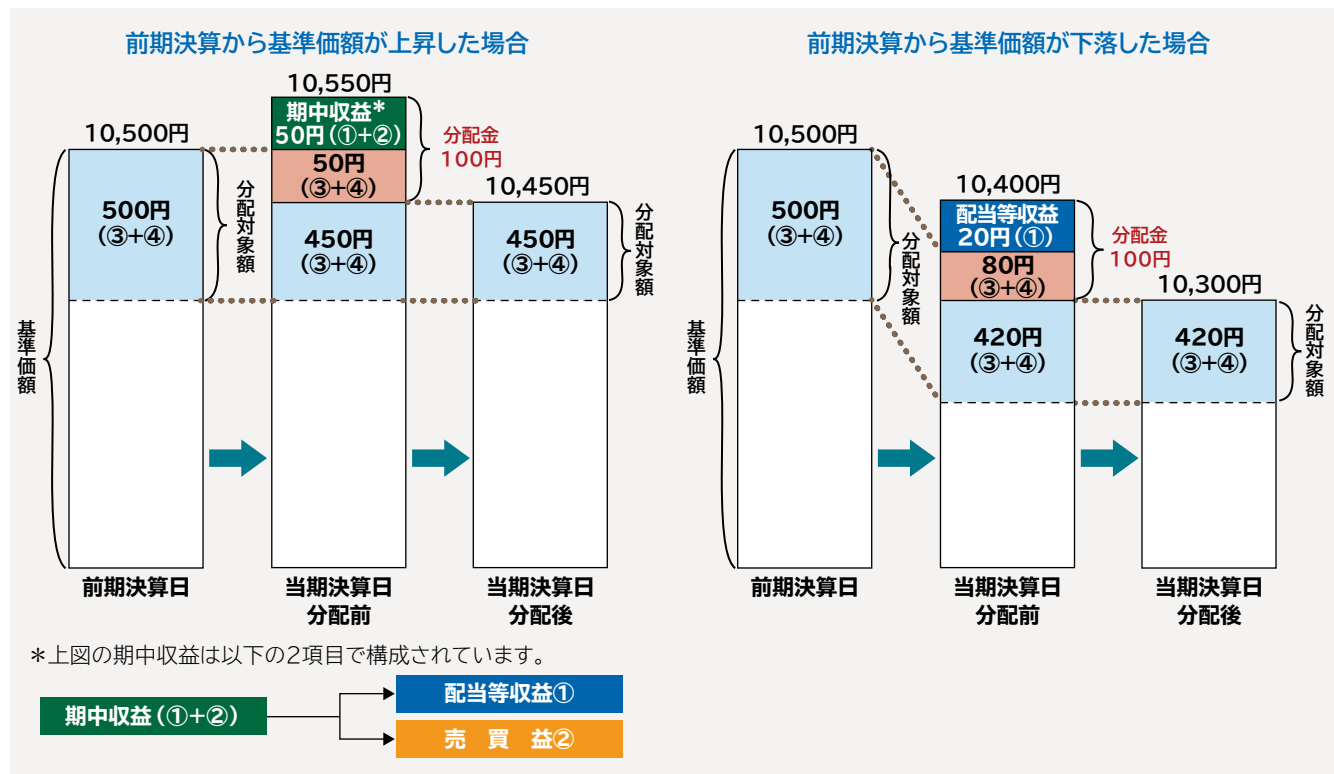


収益分配金に関わる留意点（続き）

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金（当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益）④収益調整金（信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分）です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

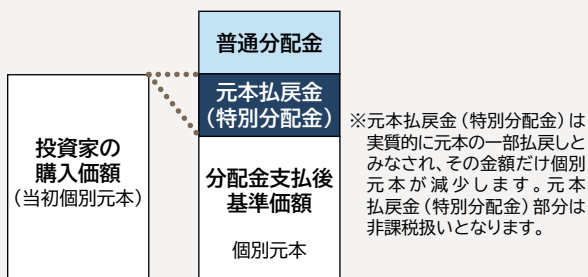


※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

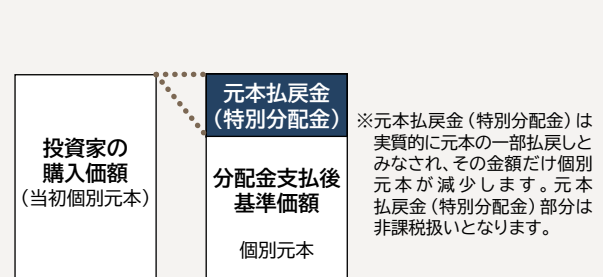
上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することにご注意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金（特別分配金）として非課税の扱いになります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資家のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

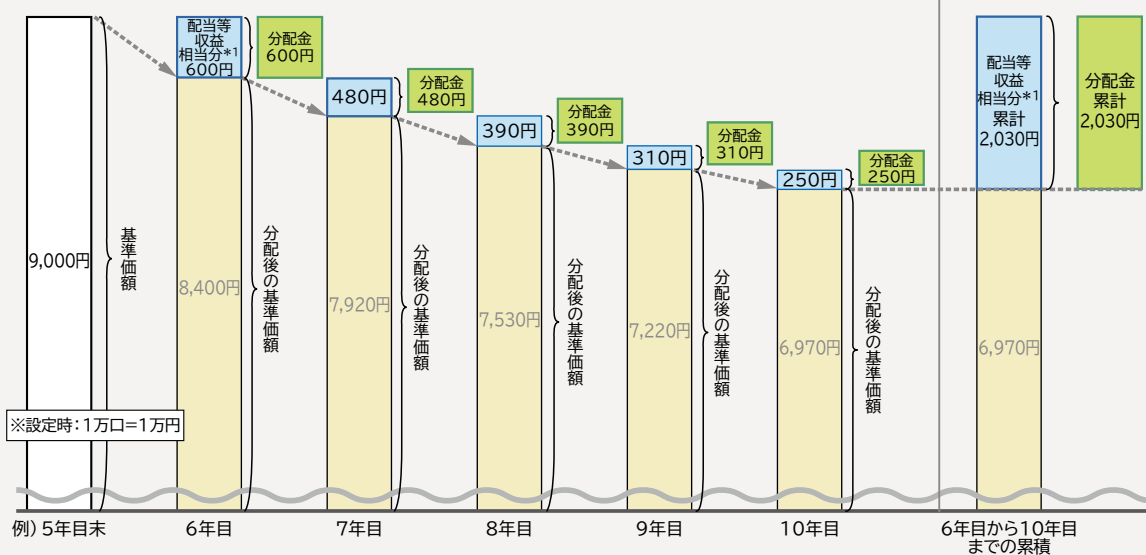
（注）普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

数年間にわたって基準価額が下落した場合

① 配当等収益を中心に分配する場合

※年間のリターン（税引前分配金込み）が0%と仮定

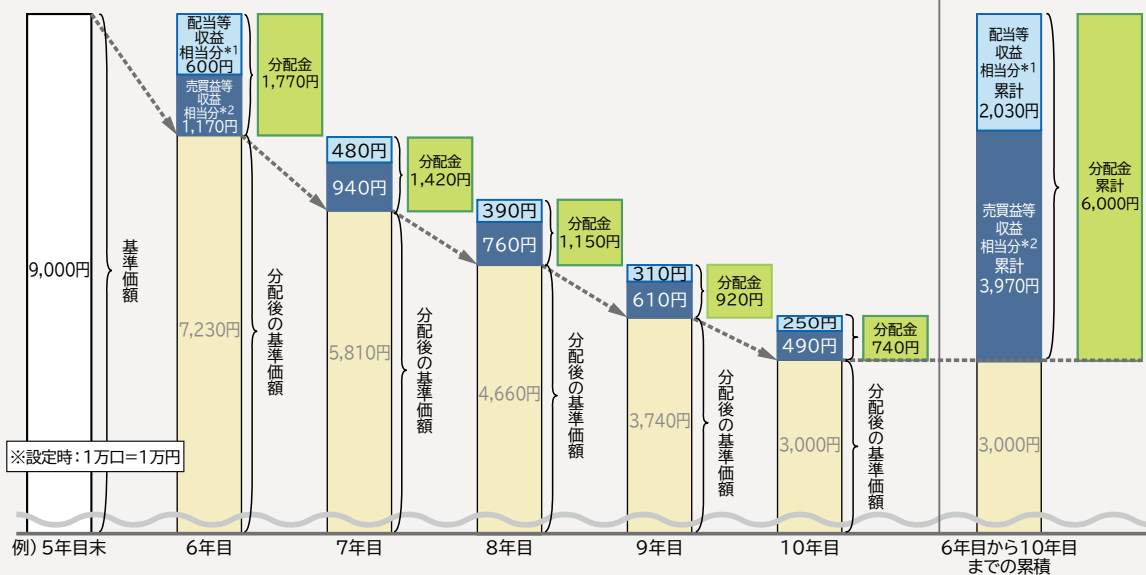
※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。



② 配当等収益に加え、売買益（評価益を含みます。）も分配する場合

※年間のリターン（税引前分配金込み）が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご注意ください。



* 1 配当等収益相当分には分配準備積立金（当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益）のうち配当等収益を含む場合があります。

* 2 売買益等収益相当分には分配準備積立金（当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益）のうち売買益等収益および収益調整金を含む場合があります。

(注) 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

収益分配金は必ずしも当該計算期間中に得た収益から支払われるわけではなく、決算時点での基準価額の水準に関わらず過去に得た収益から支払われる場合があります。

上図は①配当等収益を中心に分配した場合と、②配当等収益に加えて売買益等収益も分配した場合の基準価額の変動を示しています。例えば、①の6年目では1年間に得た配当等収益を中心に分配を支払ったため、その分基準価額が下落しています。一方、②では配当等収益に加えて売買益等収益相当分を分配したため、①と比較するとその分さらに基準価額が下落しています。②の6年目から10年目までに受益者は合計で6,000円分（配当等収益相当分2,030円+売買益等収益相当分3,970円）の収益分配を受領し、基準価額は3,000円になっています。上図の例において、売買益等収益を支払わなかった場合、累計でみた分配落ち後の基準価額は6,970円（3,000円+3,970円）になります。

配当等収益相当分
売買益等収益相当分
分配金
分配後の基準価額

追加的記載事項

組入れファンドの概要

ファンド名	ゴールドマン・サックス・インスティテューショナル・ファンズ・ピーエルシー ーグローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオⅡ
ファンド形態	アイルランド籍外国投資証券（米ドル建て）
投資目的	米国を中心とした高利回り社債に投資することにより、収入（インカム）と資産価値増加（キャピタル・ゲイン）からなる高水準のトータル・リターンを獲得することを目的とします。
運用の基本方針等	①主に、欧米の企業により発行された投資適格格付未滿に格付けされた高利回りの債券に投資します。 ②固定利付債、変動利付債などの債券にも投資を行うことができます。
運用報酬等	年率0.6% （投資信託証券にかかる信託事務の処理等に要する諸費用等（年率0.15%を上限、年額3万米ドルを下限とした管理事務代行報酬および保管報酬を含みます。）が別途支払われます。）
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッド
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（GSAMロンドン）
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）

※上記ハイ・イールド社債運用にかかる投資信託証券については、日々の流出入額が純資産総額の一定割合を超える場合、純資産価格の調整が行われる場合があります。これは、資金の流出入から受ける取引コスト等が当該投資信託証券に与えるインパクトを軽減することを意図していますが、算出日における資金の流出入の動向が、純資産価格に影響を与えることになります。

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー ーゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド
ファンド形態	アイルランド籍外国投資証券（米ドル建て）
投資目的	元本と流動性を確保しつつ、最大限の収益を得ることを目標として運用を行います。
運用の基本方針等	①主に米ドル建ての短期の市場性を有する金融市場証券に分散投資することにより、元本と流動性を確保しつつ最大限の収益を追求します。 ②高格付証券として適格であり、また格付けのない場合には高格付証券と同等の信用度を有すると投資顧問会社がみなす広範な証券に投資します。 ③原則として購入時において満期まで397日以下の証券、証書および債務に投資し、60日以下の加重平均満期と、120日以下の加重平均残存年限を維持します。
運用報酬等	年率0.35%を上限とします。
管理会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ファンド・サービスズ・リミテッド
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（GSAMロンドン）
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）

※上記は2024年12月10日現在の組入れファンドの概要であり、今後、当該項目の内容が変更される場合があります。

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

主な変動要因



債券の価格変動リスク

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。金利の変動による債券価格の変化の度合い（リスク）は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。一般的に、ハイ・イールド社債は投資適格債券と比較して、金利の変動幅は大きくなり、価格の変動も大きくなります。



債券の信用リスク

債券への投資に際しては、債券発行体の倒産等の理由で、利息や元本の支払いがなされない、もしくはは滞ること等（これを債務不履行といいます。）の信用リスクを伴います。一般に、発行体の信用度は第三者機関による格付けで表されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行体の債務不履行が生じた場合、債券価格は大きく下落する傾向があるほか、投資した資金を回収できないことがあります。

一般に、ハイ・イールド社債は投資適格債券と比較して、債券発行体の業績や財務内容などの変化（格付けの変更や市場での評判等を含みます。）により、債券価格が大きく変動することがあります。特に信用状況が大きく悪化するような場合では、短期間で債券価格が大きく下落することがあり、本ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、ハイ・イールド社債は投資適格債券と比較して、債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。



為替変動リスク

本ファンドは実質的に外貨建ての債券を主要な投資対象とし、実質外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジは行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他のさまざまな国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。



流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。このような場合、本ファンドの基準価額が大きく下落する可能性や換金に対応するための十分な資金を準備できないことにより換金のお申込みを制限することがあります。

その他の留意点

- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや取引量が限られてしまうことがあります。これらは、基準価額が下落する要因となり、換金のお申込みを制限する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性もあります。
- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスク管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

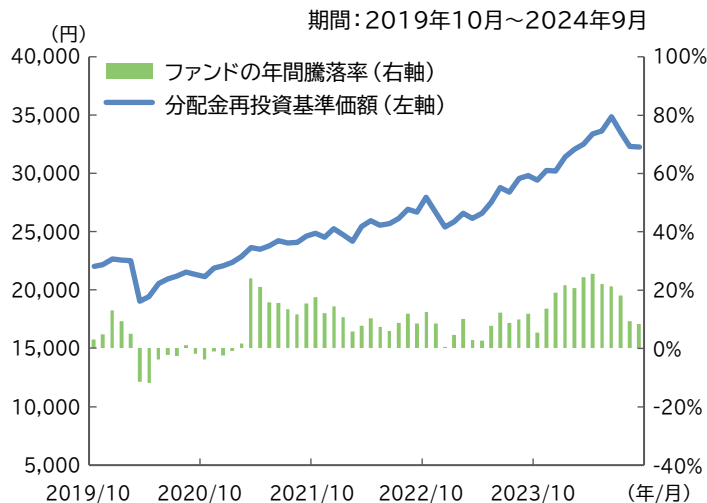
リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

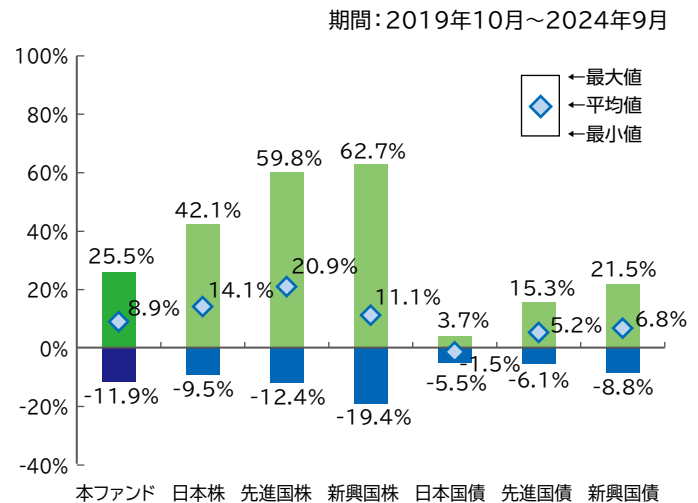
参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

本ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



本ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



● 各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

□東証株価指数（TOPIX）の指数値および東証株価指数（TOPIX）に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。
□MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIインクに帰属します。
MSCIおよびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関するその他すべての者（以下総称して「MSCI当事者」といいます）は、MSCIの情報について一切の保証（独創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません）を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害（逸失利益を含みます）およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的な同意がない限り、MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。□NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。□FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。□JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバルに関する著作権は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

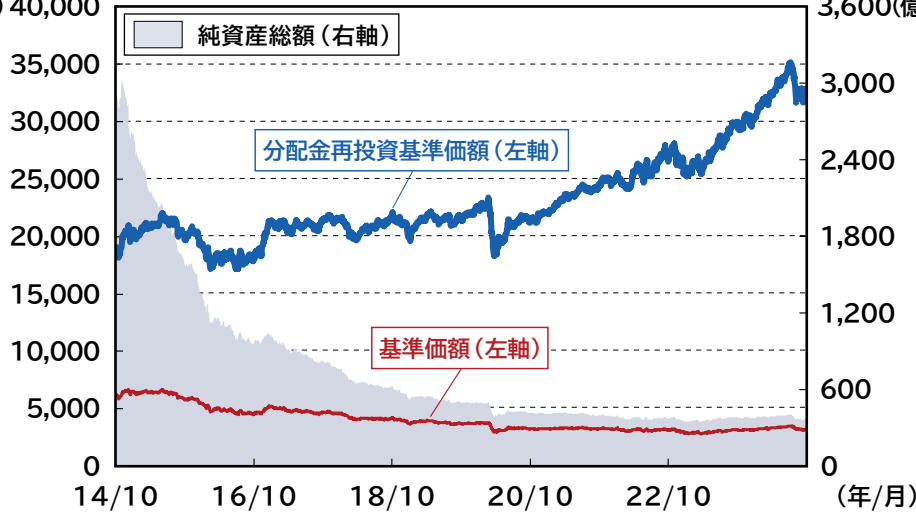
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2024年9月30日現在

■基準価額・純資産の推移

2014年10月1日～2024年9月30日

(円) 40,000



■基準価額・純資産総額

基準価額	3,205円
純資産総額	363.8億円

■期間別騰落率 (分配金再投資)

期間	ファンド
1ヵ月	-0.09%
3ヵ月	-7.47%
6ヵ月	-0.70%
1年	8.33%
3年	31.20%
5年	48.45%
設定来	222.72%

●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。

●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

■分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	23 10/10	23 11/10	23 12/11	24 1/10	24 2/13	24 3/11	24 4/10	24 5/10	24 6/10	24 7/10	24 8/13	24 9/10	直近1年累計	設定来累計
分配金	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	20円	240円	12,720円

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

■主要な資産の状況

組入上位銘柄

銘柄名	種類	比率
グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオⅡ	投資証券	96.6%
ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド	投資証券	2.7%

主要組入ファンドの資産の内容

グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオⅡ

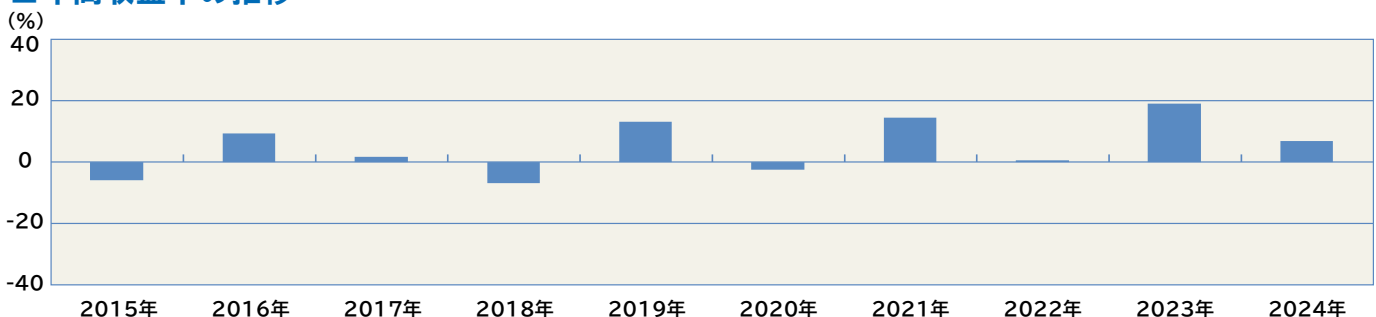
	発行体	格付け(ムーディーズ/S&P)	業種(セクター)	比率
1	CCOホールディングス	B1/BB-	メディア/ケーブル	2.0%
2	トランスタイム	Ba3/BB-	宇宙/防衛	1.7%
3	バンチャークローバルLNG	B1/BB	エネルギー	1.0%
4	ワンメイン・ファイナンス	Ba2/BB	金融	0.9%
5	アクリシア	B2/B	保険	0.8%
6	ポスト・ホールディングス	Ba1/BB	食品・飲料	0.8%
7	テネット・ヘルスケア	B1/BB-	ヘルスケア	0.8%
8	ロイヤル・カリビアン・クルーズ	Ba2/BB+	娯楽	0.8%
9	シーザーズ・エンターテインメント	Ba3/BB-	ゲーム	0.8%
10	MGMリゾート・インターナショナル	B1/BB-	サービス/娯楽	0.8%

ポートフォリオ情報

組入銘柄数	562銘柄
平均デュレーション	2.94年
平均最終利回り*	6.66%
平均格付け	BB-格

*主要組入ファンドにおける債券ポートフォリオ部分の数値

■年間収益率の推移



●本ファンドの収益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

●2024年は年初から運用実績作成基準日までの収益率を表示しています。

お申込みメモ

 購入時	購入単位	a. 一般コース : 1万口以上1万口単位 b. 自動けいぞく投資コース : 1万円以上1円単位 ※ a.またはb.のいずれかをお選びください。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみのお取扱いとなります。なお、一度お選びいただいたコースは、原則として途中で変更することはできません。販売会社によっては最低購入単位が異なる場合があります。
	購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額
	購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
 換金時	換金単位	a. 一般コース : 1万口単位 b. 自動けいぞく投資コース : 1口単位 ※販売会社によっては最低換金単位が異なる場合があります。
	換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額
	換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
 申込について	購入・換金 申込不可日	ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日（以下「 ニューヨークの休業日 」といいます。）
	申込締切時間	「ニューヨークの休業日」を除く 毎営業日の原則として午後3時30分までに販売会社所定の手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 ※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にご確認ください。
	購入の申込期間	2024年12月11日から2025年6月10日まで （申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。）
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円以上の大口のご換金は制限することがあります。
	購入・換金 申込受付の 中止および取消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止またはすでに受付けたご購入およびご換金のお申込みを取消す場合があります。
 その他	信託期間	原則として 無期限 （設定日：2004年9月17日）
	繰上償還	受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
	決算日	毎月10日 （ただし、休業日の場合は翌営業日）
	収益分配	毎月の決算時に原則として収益の分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。 ※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
	信託金の限度額	5,000億円を上限とします。
	公告	公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。
	運用報告書	年2回（3月および9月） の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。
	課税関係 （個人の場合）	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 本ファンドは、少額投資非課税制度（NISA）の適用対象ではありません。 配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に、3.85% (税抜3.5%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 (くわしくは販売会社にお問い合わせいただくか、購入時手数料を記載した書面等をご覧ください。) 購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。
換金時	信託財産留保額	なし

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

毎日	運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して ①本ファンド		年率0.99% (税抜0.9%)		
		内 訳		各販売会社の取扱いに係る純資産総額*		
				3,000億円以下の部分	3,000億円超の部分	
		支払先の 配分 および 役務の 内容	委託会社	ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成等	年率0.165% (税抜0.15%)	年率0.132% (税抜0.12%)
			販売会社	購入後の情報提供 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務等	年率0.792% (税抜0.72%)	年率0.825% (税抜0.75%)
			受託会社	ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行等	年率0.033% (税抜0.03%)	年率0.033% (税抜0.03%)
		②投資対象とする投資信託証券 (運用報酬)		年率0.6%程度		
		役務の 内容	投資顧問会社	ファンドの運用等		
		実質的な負担 (①+②)		年率1.59% (税込) 程度		
	*各販売会社の取扱いに係る純資産総額とは、信託財産の純資産総額のうち、当該販売会社の取扱いにかかる金額をいいます。 ※運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。					
	信託事務の諸費用	監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われるほか、組入れ投資信託証券の信託事務の諸費用が各投資信託証券より支払われます。(主要投資対象とする投資信託証券において、年率0.15%を上限、年額3万米ドルを下限とした管理事務代行報酬および保管報酬が支払われます。)				
随時	その他の費用・ 手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料 (組入れ投資信託証券において発生したものを含みます。) はファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。				

※ 上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



税金

税金は表に記載の時期に適用されます。
 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が軽減される場合があります。
 上記は、2024年12月10日現在のものです。

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.69%	0.99%	0.70%

- 対象期間は2024年3月12日～2024年9月10日です。
- 対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料、および有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した総経費率（年率）です。
- その他費用には、投資先ファンド（本ファンドが組入れている投資信託証券）にかかる費用が含まれています。
- 投資先ファンドにおいて、上記以外に含まれていない費用は認識しておりません。
- 本ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。
- これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。
- 詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

Memo

(このページは目論見書としての情報ではございません。)

Memo

(このページは目論見書としての情報ではありません。)

Memo

(このページは目論見書としての情報ではございません。)

このページの下記情報は、株式会社三井住友銀行からのお知らせです。
(このページの以下の記載は目論見書としての情報ではありません)

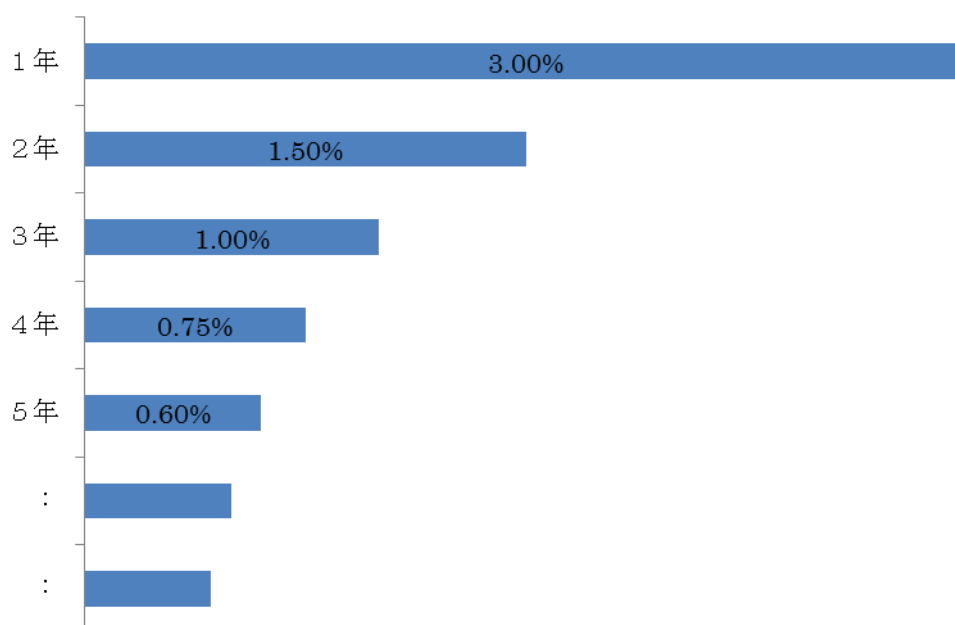
購入時手数料に関するご説明

■投資信託の購入時手数料は、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が3%(税抜)の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率(税抜)】



※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、ご解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際の手数料率や残存期間等の詳細は目論見書又は販売用資料(リーフレット)等でご確認ください。

投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入時手数料のほか、信託報酬等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

このページの下記情報は、株式会社三井住友銀行からのお知らせです。

(このページの以下の記載は目論見書としての情報ではございません)

目論見書補完書面（投資信託）

投資信託をご購入の際は、この書面と目論見書の内容をよくお読みください。

■投資信託（ファンド）のお取引にあたり特に重要な事項

- 本ファンドは預金と異なり、元本が保証されているものではありません。
- 本ファンドにおける運用会社（委託者等）が行う運用等により生じた損益は、すべてご購入された投資家（受益者）に帰属します。投資家（受益者）は、収益分配金、償還金、換金（解約）に対する請求権を有します。
- ファンドは、主に有価証券等（株式や債券等）を投資対象としています。ファンドの基準価額（純資産総額）は、組み入れる有価証券等を日々時価評価して算出されますので、基準価額の下落により投資元本を割り込むおそれがあります。

■書面による解除（クーリング・オフ）

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

■本ファンドに係る契約および販売会社の概要

- ファンドの信託期間は、信託約款で定められています。信託期間は、委託者等の所定の手続により延長、または短縮される場合があります。
- 当行は、本ファンドの販売会社として、募集の取扱および販売等に関する事務を行います。

商号等	株式会社三井住友銀行（登録金融機関）関東財務局長（登金）第54号
本店所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
設立年月日	平成8年6月6日
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
当行の苦情処理措置及び紛争解決措置	一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 連絡先 電話番号 0120-64-5005
対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無	無
主な事業	銀行業務・登録金融機関業務
当行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱い業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引
連絡先	三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください。 三井住友銀行コールセンター 0120-431-952

※より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット（www.smbc.co.jp）に備えるディスクロージャー（開示資料）をご覧ください。

■「GSハイ・イールド・ボンド・ファンド」の三井住友銀行でのお取引条件について

○購入時手数料(消費税込)は、購入代金《購入金額(購入価額〔1口当たり〕×購入口数)に購入時手数料(消費税込)を加算した額》に応じて、以下の手数料率を購入金額に乗じて得た額となります。

	購入代金	手数料率
購入時手数料	1,000万円未満	3.30% (税抜 3.00%)
	1,000万円以上 5,000万円未満	2.20% (税抜 2.00%)
	5,000万円以上 1億円未満	1.65% (税抜 1.50%)
	1億円以上	1.10% (税抜 1.00%)

※「分配金自動再投資型」において、収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。

※別に定める場合はこの限りではありません。

○購入単位（購入代金の単位）は以下の通りとなります。

当初購入の場合	20万円以上1円単位
追加購入の場合	1万円以上1円単位

※投信自動積立の取扱はございません。

※当ファンドの保有残高がある場合を「追加購入」といいます。